

国分寺市感震ブレーカー支給事業

通電火災についてご存じですか？

地震による火災の過半数は電気が原因です！

東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件。そのうち過半数が電気関係の火災でした。

通電火災とは、地震による停電が復旧した後、屋内外の断線箇所や使用中であった電気ストーブ等の電気製品が加熱、発火し起こる火災のことです。

（出展：日本火災学会「2011 年東日本大震災 火災等調査報告書」）

通電火災対策には、**感震ブレーカー**が効果的です。

市では、対象者に感震ブレーカーを無料で支給しています。

支給する下記の感震ブレーカーは、地震の揺れ（震度 5 強以上）を感知した場合に、バネの力で漏電ブレーカー等を操作し、電力供給の遮断を補助する器具になります。



（株）リンテック 21 ヤモリ（本体）



（株）リンテック 21 ヤモリ（本体）＋ヤモリ・デ・リモート（ふた付分電盤用付属品）

1 対象要件

(1) 以下の木造住宅密集地域（※1）にお住まいの方
東元町一丁目、本多四丁目、富士本一丁目、新町二丁目

(2) 建物不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である準木造密集地域（※2）にお住まいの方

泉町一丁目、東恋ヶ窪六丁目、日吉町二丁目、
本多三丁目、東戸倉一丁目

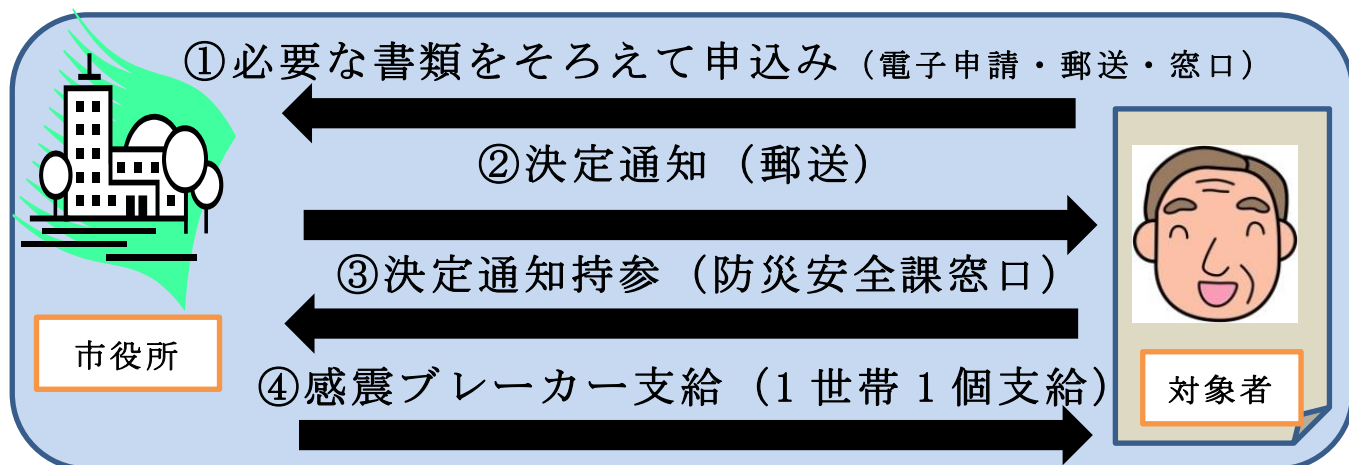
（都防災都市づくり推進計画（令和3年3月改定）で※1は、木造住宅密集地域として抽出された地域、※2は、不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等であるとして抽出された地域）

(3) 市内の（1）または（2）以外の地域にお住まいの **75歳以上の方**

◇令和8年3月31日時点で75歳以上の方

◇過去に市から支給を受けた世帯に属する人は除く。

2 感震ブレーカー支給の流れ



※メーカーが分電盤の写真を見て支給器具を判断し、市が決定通知を郵送する（①申請～②支給決定）までに**約1か月**要します。

※取付はご自身で行っていただきます。支給の際に、取付説明書を用いて簡単にご説明します。なお、ご自身で取付ができない場合は、窓口にてご相談ください。取付事業者（有償）をご紹介します。

3 申請方法

【必要な書類】

- ☐①国分寺市感震ブレーカー支給申請書（様式第1号）
- ☐②感震ブレーカーを設置する分電盤の写真（印刷または現像したもの）※1
- ☐③感震ブレーカー設置可否チェックシート
- ☐④委任状（様式第2号）※代理人が申請する方のみ
- ☐⑤窓口による申請者は、住所及び年齢が分かるものの提示（免許証・保険証等）をお願いします。ただし、年齢は対象要件（3）に該当する方のみ確認させていただきます。
- ☐⑥郵送による申請者は、申請書（様式第1号）の住民基本台帳の閲覧に同意のうえ署名をお願いします。



※1 写真イメージ
(分電盤全体が写る写真)

【電子申請の方】

右下の二次元コードを読み取るか、市ホームページ
<ページ番号 1018586> 【国分寺市感震ブレーカー支給事業】に
記載の URL からお申込みください。

申込み➡



【郵送で申請する方】

3 申請方法の「必要な書類」（⑤は除く）に必要な事項を記入の
うえ、下記までお送りください。

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18

国分寺市総務部防災安全課防災まちづくり担当 宛

【防災安全課窓口で申請する方】

3 申請方法の「必要な書類」（⑥は除く）に必要な事項を記入の
うえ、ご持参ください。

受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時（土日祝日は除く）

※先着順（在庫がなくなり次第終了）

※電子申請の場合は、申請日、郵送で申請する場合は、收受日（申請書が市役所へ到達した日）が受付日となります。

◆設置可能な分電盤の例（ふた付き分電盤も可）



蓋付きでない分電盤



蓋付きでない分電盤



蓋付きでない分電盤

◆器具設置例



蓋付き分電盤



蓋付きでない分電盤



蓋付き分電盤



蓋付きでない分電盤

◆設置不可能な分電盤の例

契約アンペアが大きい（75A以上）

分電盤の表面が湾曲している

スイッチが硬い

スイッチの幅が広い など

問い合わせ先 国分寺市総務部防災安全課防災まちづくり担当
電話 042-325-0196